

京都市保健所事務分掌規則の全部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第167号

京都市保健所事務分掌規則の全部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の全部を次のように改正する。

京都市保健所事務分掌規則

(組織)

第1条 保健所及び保健センター(第2条、第4条及び第5条において「センター」という。)に次の課を置く。

保健医療課

医務審査課

生活衛生課

保健センター

健康づくり推進課

衛生課

(職員)

第2条 保健所に、所長、次長、センター長、課長及びその他の職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係長を置く。

保健医療課	調査係長 企画係長 健康増進係長 母子保健係長 食育推進係長 歯科保健係長 感染症予防第一係長 感染症予防第二係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二係長
医務審査課	医務審査係長
生活衛生課	管理係長 生活衛生係長 薬務係長
健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

- 3 保健所に担当部長を置くことがある。
- 4 課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 5 保健所の所長，次長及び担当部長は，それぞれ保健福祉局保健衛生担当局長，同局保健衛生推進室の庶務を担当する部長及び同室部長（庶務を担当する部長を除く。）をもって充てる。
- 6 課（センターに置く課を除く。）の課長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，係長，担当係長及びその他の職員は，保健福祉局保健衛生推進室のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。
- 7 センター長は，当該センターの担当区域を所管する区役所の保健部長をもって充てる。
- 8 センターの課長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，係長，担当係長及びその他の職員は，当該センターの担当区域を所管する区役所の保健部のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。
- 9 担当部長及び担当課長の職名の前に，市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

（職務）

第3条 所長は，上司の命を受け，保健所の所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は，所長を補佐する。
- 3 センター長及び課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
- 4 担当部長，担当課長，担当課長補佐，係長及び担当係長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。
- 5 課長補佐は，課長が定める事務について課長を補佐する。
- 6 その他の職員は，上司の命を受け，事務に従事する。

（所轄区長への報告）

第4条 センター長は、所掌事務のうち、重要な事項について、当該センターの担当区域を所管する区長に報告しなければならない。

(代理)

第5条 所長に事故があるときは、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは、主管事務につき、センター長又は課長（センターに置く課長を除く。以下この項において同じ。）がその職務を代理する。ただし、担当部長が置かれている場合は、次長に事故があるときは、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、センター長又は課長がその職務を代理する。

2 センター長に事故があるときは、主管事務につき、センターに置く課長がその職務を代理する。

3 課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第6条 課の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

保健医療課

- (1) 保健所の庶務に関すること。
- (2) 保健所事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 地域保健に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (4) 衛生教育に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (5) 健康の保持増進に関すること。
- (6) 栄養の改善に関する事務の統轄に関すること。
- (7) 母子保健に関する事務の統轄に関すること。
- (8) 歯科保健に関する事務の統轄に関すること。

- (9) 生活習慣病対策に関すること。
- (10) 感染症, トラホーム, 寄生虫病等の予防に関する事務の統轄に関すること。
- (11) 結核にかかっている児童に対する療育の給付に関すること。ただし, 保健センターの所管に属するものを除く。
- (12) 食品の衛生に関すること。ただし, 衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (13) 予防接種に関する事務の統轄に関すること。
- (14) 保健師業務に関する事務の統轄に関すること。
- (15) 狂犬病予防法, 動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都府条例第30号)による事務の統轄に関すること。
- (16) 養育医療の給付に関する事務の統轄に関すること。
- (17) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による事務に関すること。ただし, 保健センター及び衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (18) 衛生上の試験及び検査に関する事務の統轄に関すること。ただし, 衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (19) 障害者自立支援法による自立支援医療費(育成医療に関するものに限る。)の支給に関すること。ただし, 保健センターの所管に属するものを除く。
- (20) 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定, 指導及び監督に関すること。ただし, 育成医療に関するものに限る。
- (21) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務の統轄に関すること。
- (22) 医療社会事業の実施に関すること。
- (23) 小児慢性特定疾患及び特定疾患の治療及び研究の助成に関すること。ただし, 保健センターの所管に属するものを除く。
- (24) 献血の促進に関する事務の統轄に関すること。
- (25) 診療放射線業務に関する事務の統轄に関すること。
- (26) 保健所運営協議会及び感染症診査協議会に関すること。ただし, 保健センターの所管に属するものを除く。

(27) 食の安心安全推進審議会に関すること。

医務審査課

- (1) 医務関係法令に関する事務に関すること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務の統轄に関すること。

生活衛生課

- (1) 理容師法，クリーニング業法及び美容師法による事務に関すること。ただし，保健センターの所管に属するものを除く。
- (2) 墓地，埋葬等に関する法律，温泉法，興行場法，旅館業法，公衆浴場法，化製場等に関する法律，毒物及び劇物取締法及び薬事法による事務に関すること。ただし，保健センターの所管に属するものを除く。
- (3) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関する事務の統轄に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による事務に関すること。ただし，保健センターの所管に属するものを除く。
- (5) ねずみ族，昆虫等の駆除に関する事務の統轄に関すること。ただし，衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (6) 遊泳用プールの衛生指導に関する事務の統轄に関すること。
- (7) 麻薬，覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関する事務の統轄に関すること。

保健センター

健康づくり推進課

- (1) 保健センターの庶務に関すること。
- (2) 衛生統計及び人口動態統計に関すること。
- (3) 保健衛生の業務に従事しようとする者の研修に関すること。
- (4) 衛生教育の実施に関すること。
- (5) 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談及び指導に関すること。
- (6) 国民健康・栄養調査に関すること。

- (7) 特定給食施設に関する事。ただし、特別の栄養管理が必要な施設の指定を除く。
- (8) 母性、乳幼児、成人等の健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関する事。
- (9) 健康手帳の交付に関する事。
- (10) 妊婦及び低体重児の届出並びに母子健康手帳の交付に関する事。
- (11) 未熟児の訪問指導及び養育医療に関する事。
- (12) 歯科保健に係る相談及び指導に関する事。
- (13) 感染症、寄生虫病、トラホーム等の予防に関する事。
- (14) 結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関する事。
- (15) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務に関する事。
- (16) 予防接種に関する事。
- (17) 保健師業務に関する事。
- (18) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関する事。
- (19) 病院及び診療所における放射線障害に係る通報に関する事。
- (20) 精神障害者の保護義務に関する事。
- (21) 精神障害者の精神科病院等への入院に要する費用の徴収額の決定に関する事。
- (22) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事。
- (23) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導等に関する事。
- (24) 精神障害者の社会復帰等の促進に関する事。
- (25) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく措置に関する事。
- (26) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給に関する事。ただし、精神障害者に関するものに限る。
- (27) 障害者自立支援法によるサービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特

例特定障害者特別給付費の支給に関する事。ただし、精神障害者に関するものに限る。

- (28) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給に係る申請に関する事。ただし、育成医療に関するものに限る。
- (29) 障害者自立支援法による精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関する事。
- (30) 障害者自立支援法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与、移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。)に関する事。ただし、精神障害者に関するものに限る。
- (31) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。
- (32) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る受診券の交付及び特定疾患治療研究事業に係る申請に関する事。
- (33) 献血の促進に関する事。
- (34) 診療放射線業務に関する事。
- (35) 保健協議会連合会との連絡に関する事。
- (36) 保健所運営協議会(部会に限る。)に関する事。
- (37) 感染症診査協議会(結核部会に限る。)に関する事。
- (38) その他他の課の主管に属しない事。

衛生課

- (1) 食品衛生法、墓地、埋葬等に関する法律、温泉法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、化製場等に関する法律、毒物及び劇物取締法及び薬事法による許可及び承認の申請並びに届出に関する事。
- (2) 墓地、納骨堂、火葬場、温泉、興行場、旅館、公衆浴場、化製場等並びに毒劇物販売業者及び医薬品販売業者(店舗販売業及び特例販売業の許可を受けた者に限る。)に係る必要な報告及び立入検査に関する事。
- (3) 食品衛生法による営業の許可に関する事。
- (4) 食品衛生監視及び食品行商衛生に関する事。

- (5) ふぐの取扱い及び販売に関する条例(昭和51年京都府条例第44号)による認証, 届出その他の措置に関すること。
- (6) 墓地, 埋葬等に関する法律による改葬の許可, 施設の改善命令その他の措置に関すること。
- (7) 興行場法による仮設興行場の営業の許可に関すること。
- (8) 化製場等に関する法律による措置命令及び施設の使用制限に関すること。
- (9) 理容師法, クリーニング業法及び美容師法による届出, 業務の停止命令その他の措置に関すること。
- (10) 狂犬病予防法による登録及び予防注射並びに狂犬病発生時の措置(病性鑑定のための措置を除く。)に関すること。
- (11) 動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都府条例第30号。以下「条例」という。)による動物の適正な取扱いの指導並びに同法による犬及び猫の引取りに関すること。
- (12) 条例による野犬の薬物による掃討に関すること。
- (13) 犬及び猫の飼養に関する苦情の処理に伴う連絡及び調整に関すること。
- (14) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (15) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による届出その他の措置に関すること。
- (16) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「法」という。)による食鳥処理の事業の許可及び確認規程の認定等に関すること。
- (17) 法による届出及び措置命令その他の措置に関すること。ただし, 指定検査機関に関するものを除く。
- (18) 衛生上の試験及び検査並びに医薬品の管理に関すること。
- (19) ねずみ族, 昆虫等の駆除の実施その他環境衛生に関すること。
- (20) 遊泳用プールの衛生指導に関すること。
- (21) 麻薬, 覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関すること。

(センター支所)

第7条 西京保健センター及び伏見保健センターに支所を置く。

2 支所の名称，位置及び担当区域は，別表のとおりとする。

3 支所に次の職員を置く。

支所長

担当係長 若干人

その他の職員 若干人

4 支所に担当課長補佐を置くことがある。

5 支所長は，当該支所の担当区域を所管する区役所支所の健康づくり推進室の副室長をもって充てる。

6 支所の担当課長補佐，担当係長及びその他の職員は，当該支所の担当区域を所管する区役所支所の健康づくり推進室のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。

7 支所長は，上司の命を受け，支所の所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

8 担当課長補佐及び担当係長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

9 その他の職員は，上司の命を受け，事務に従事する。

10 支所長に事故があるときは，主管事務につき，担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

11 支所においては，保健衛生に関する指導及び結核その他の疾病の予防並びにセンター長が必要と認める事務を行う。

(報告)

第8条 保健福祉局保健衛生担当局長は，担当部長，担当課長，担当課長補佐，係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め，行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

別表(第7条関係)

保健センター	名 称	位 置	担 当 区 域
西京保健センター	洛西支所	京都市西京区大原野東境谷町 二丁目1番地の2	西京区役所洛西 支所の所管区域
伏見保健センター	深草支所	京都市伏見区深草向畑町93 番地の1	伏見区役所深草 支所の所管区域
	醍醐支所	京都市伏見区醍醐大構町28 番地	伏見区役所醍醐 支所の所管区域

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)